

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
都市創造部 ・都市計画課 ・道路建設課 ・土木維持課 ・建築住宅課 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 までに執行された所掌事務事業について	平成 29 年 9 月 1 日) 平成 29 年 9 月 26 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 青 木 紘

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 28 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 新幹線開業を経て、町並みが整備され、綺麗になったと思われるが、人の流れとしてはまだ不足していると思われる。今後も厳しい財政状況が続くなか、社会人口の増加や交流人口の創生に繋がる都市整備に努められたい。

(都市計画課)

イ 都市整備にあたっては道路網整備が根幹をなすものであり、新幹線開業に合わせ本市の幹線道路整備も進んできたが、厳しい財政状況の中、効率的、効果的な整備に努められたい。

(道路建設課)

ウ 道路施設や河川等の維持管理、災害時の対応など、業務内容が多岐に渡ることから、関係部署との連携を密にし、引き続き、安全・安心な市民生活の維持に努められたい。

(土木維持課)

エ 人口減少・少子高齢社会の進行に伴う空き家の増加や、住宅に求められるニーズの多様化などの課題への対応が必要であることから、国、県等の関係機関との連携を図りながら、引き続き市民にとって暮らしやすい住環境の創出に努められたい。

(建築住宅課)